

団体の概要

(令和 7 年 1 月 15 日現在)

(ふりがな) 団体名	(しゃかいふくしほうじん ふるさとしぜんむら) 社会福祉法人 ふるさと自然村			
共同事業体又は中小企業等協同組合として応募している場合には、その名称を記入してください。				
(ふりがな) 名称	()			
所在地	〒783-0047 高知県南国市岡豊町常通寺島 335 番地 3 ※法人の場合は登記簿上の本店所在地を、任意団体の場合は代表者の住所をご記入ください。 (市税納付状況調査(様式 6 同意書による)に使用します)			
設立年月日	平成 8 年 4 月 9 日			
沿革	別紙 1 参照			
事業内容等	別紙 2 参照			
財務状況 ※直近 3 か年 の事業年度分	年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
	総収入	4,692,023,023	4,782,485,776	4,689,389,820
	総支出	4,518,363,994	4,625,580,103	4,600,736,442
	当期収支差額	173,659,029	156,905,673	88,653,378
	次期繰越収支差額	4,039,366,444	4,139,272,117	4,176,925,495
連絡担当者	<div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 150px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 100px; height: 15px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="background-color: black; width: 400px; height: 15px;"></div>			
特記事項				

【別紙 1】

法人沿革等一覧表

1 法人沿革

年 月	沿 革 (法人設立, 施設開設等)
平成 8 年 4 月	社会福祉法人 ふるさと自然村 設立
平成 10 年 1 月	特別養護老人ホーム陽だまりの里(定員 50 名 ショート 10 名)、 ケアハウス つくしんぼ(定員 30 名)、 デイサービスセンターぬくもり(定員 一般 15 名 認知症 8 名) 開設
平成 10 年 2 月	ヘルパーステーションひだまり 開設
平成 10 年 4 月	配食サービス事業 開設
平成 10 年 5 月	デイサービスセンターぬくもり 定員 一般 20 名 認知症 10 名に変更
平成 10 年 9 月	生きがいデイサービス 開設
平成 11 年 1 月	いきいきデイサービス 開設
平成 11 年 6 月	訪問介護養成講座 2 級課程 開講
平成 11 年 9 月	いきいきデイサービス 廃止
平成 12 年 4 月	訪問入浴介護事業所 ひだまり 開設 デイサービスセンターぬくもり 定員 一般 25 名に変更
平成 12 年 8 月	ケアハウス たんぼぼ (定員 100 名) 開設
平成 13 年 4 月	ケアハウス 菜の花(定員 100 名) 開設
平成 15 年 1 月	デイサービスセンターぬくもり 定員 一般 35 名に変更
平成 15 年 4 月	養護老人ホーム双名園(定員 100 名) 民間移管を受け運営開始 ヘルパーステーションひだまり 身体障害者居宅介護支援事業 開始
平成 15 年 6 月	訪問介護員養成講座 1 級課程 開講
平成 16 年 6 月	グループホームなんごく(定員 18 名) 開設 グループホームかがみ(定員 18 名) 開設
平成 17 年 4 月	ケアハウス安芸(定員 70 名)、グループホーム安芸(定員 18 名)、デイサービス センター安芸(定員 15 名)、ヘルパーステーションてくてく開設 後免野田保育園(定員 90 名) 民間移管を受け運営開始 グループホーム香美安心ハウス(定員 9 名) 開設
平成 17 年 5 月	居宅介護支援事業所 てくてく 開設
平成 17 年 6 月	グループホームやす(定員 18 名) 開設
平成 17 年 7 月	ヘルパーステーション さんさん 開設
平成 17 年 8 月	グループホームのいち(定員 18 名)、 デイサービスセンターのいち(定員 15 名) 開設
平成 18 年 4 月	矢ノ丸保育園(定員 210 名) 民間移管を受け運営開始
平成 18 年 5 月	居宅介護支援事業所こもれび 開設
平成 18 年 8 月	グループホーム ふたな(定員 18 名) 開設

平成 19 年 1 月	デイサービスセンターさんさん（定員 15 名） 開設
平成 19 年 4 月	居宅介護支援事業所さんさん 開設
平成 19 年 6 月	養護老人ホーム双名園 改築 夜間対応型訪問介護事業所すばる 開設
平成 19 年 7 月	有料老人ホームなはり（定員 18 名） 開設
平成 19 年 8 月	デイサービスセンターなはり（定員 15 名） 開設 認知症デイサービスセンターふたな（定員 10 名）、デイサービスセンターふたな（定員 20 名）、ヘルパーステーションふたな、居宅介護支援事業所ふたな 開設
平成 19 年 9 月	小規模多機能型居宅介護支援事業所さいわい（登録 24 名） 開設
平成 19 年 10 月	デイサービスセンター安芸 定員 20 名に変更
平成 19 年 11 月	(株)コムスのヘルパー事業譲渡を受ける 高知ケアセンター、高須ケアセンター、鴨田ケアセンター、野市ケアセンター、高知黒潮ケアセンター、安芸ケアセンター、居宅介護支援事業所高知ケアセンター、訪問看護ステーション高知 開設
平成 19 年 12 月	グループホーム大津（定員 18 名） 開設
平成 20 年 1 月	ヘルパーステーションてくてく 障害福祉サービス 開始 訪問看護ステーション高知 事業統合のため廃止
平成 20 年 3 月	有料老人ホームさかわ（定員 80 名）、デイサービスセンターさかわ（定員 15 名）、ヘルパーステーションさかわ、居宅介護支援事業所さかわ 開設 鴨田ケアセンター、安芸ケアセンター 廃止（事業統合）
平成 20 年 5 月	ヘルパーステーションてくてく 移動支援事業（障害） 開始
平成 20 年 11 月	訪問入浴介護事業所ひだまり 地域生活支援事業（障害） 開始
平成 20 年 12 月	居宅介護支援事業所こもればい 廃止
平成 21 年 2 月	居宅介護支援事業所高知ケアセンター 廃止
平成 21 年 4 月	デイサービスセンター大津（定員 12 名） 開設 ヘルパーステーションひなた 開設 デイサービスセンターさんさん 定員 20 名に変更
平成 21 年 5 月	野市ケアセンター 廃止
平成 21 年 6 月	デイサービスセンター安芸 定員 25 名に変更
平成 21 年 9 月	介護職員基礎研修（実務者研修）講座 開講（移行）
平成 22 年 3 月	有料老人ホームなはり 増設により定員 44 名に変更 デイサービスセンターなはり 定員 15 名に変更
平成 22 年 2 月	ヘルパーステーションひなた 障害福祉サービス 開始
平成 22 年 4 月	有料老人ホームあつとホーム（定員 168 名） 開設

平成 22 年 7 月	デイサービスセンターあっとホーム（定員 15 名） 開設 高知ケアセンター、高須ケアセンター、高知黒潮ケアセンター 廃止（事業譲渡）
平成 22 年 10 月	デイサービスセンターあっとホーム 定員 20 名に変更
平成 22 年 12 月	デイサービスセンターなはり 定員 20 名に変更
平成 23 年 4 月	特別養護老人ホーム磯子自然村（定員 140 名、ショート 20 名） 開設 横浜市上笹下地域ケアプラザ 運営開始 デイサービスセンターあっとホーム 定員 25 名に変更
平成 23 年 7 月	有料老人ホームなはり、デイサービスセンターなはり 廃止（事業譲渡）
平成 23 年 8 月	デイサービスセンターふたな 定員 25 名に変更
平成 23 年 11 月	介護付有料老人ホームタやけ小やけ（定員 29 名）、グループホームタやけ小やけ（定員 18 名） 開設
平成 24 年 7 月	介護予防サロンごむの木 運営開始
平成 24 年 9 月	特別養護老人ホームふるさとの丘（定員 80 名、ショート 20 名） 開設
平成 24 年 10 月	デイサービスセンター安芸 定員 30 名に変更
平成 25 年 5 月	夜間対応型訪問介護事業所すばる 廃止 介護職員基礎研修（実務者研修）講座 閉講
平成 25 年 6 月	介護職員初任者研修 開講
平成 25 年 7 月	グループホームいこい（定員 9 名） 開設
平成 26 年 3 月	ショートステイさかわ（定員 9 名） 開設 有料老人ホームさかわ 定員 71 名に変更
平成 26 年 8 月	にこにこぼちぼちカフェ 開設
平成 26 年 12 月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業すばる 開設
平成 27 年 3 月	ヘルパーステーションひなた 廃止
平成 27 年 4 月	後免野田保育園 認可定員 140 名に変更
平成 27 年 10 月	デイサービスのいち 定員 20 名に変更
平成 28 年 3 月	特別養護老人ホームたちばなの里（定員 60 名 ショート 15 名） 開設
平成 29 年 3 月	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所すばる 廃止 デイサービスセンター大津 廃止
平成 29 年 4 月	矢ノ丸保育園 定員 170 名に変更
平成 29 年 5 月	ワークシェアいきいき 開設
平成 29 年 9 月	居宅介護支援事業所あっとホーム 開設
平成 30 年 7 月	ヘルパーステーションあっとホーム 開設
平成 30 年 9 月	訪問入浴介護事業所ひだまり 廃止 ヘルパーステーションひだまり 移動支援事業（障害） 廃止
平成 30 年 12 月	ショートステイさかわ 廃止 有料老人ホームさかわ 定員 80 名に変更

平成 31 年 2 月	職員宿舎おおつ（定員 16 名） 開設 職員宿舎はりまや（定員 10 名） 開設
平成 31 年 3 月	デイサービスセンターあっとホーム 定員 30 名に変更 にこにこぼちぼちカフェ 廃止
平成 31 年 4 月	矢ノ丸保育園 定員 160 名に変更
令和元年 7 月	ワークシェアいきいき 廃止 デイサービスセンターふたな 廃止 認知症デイサービスセンターふたな 廃止 ヘルパーステーションふたな 廃止 居宅介護支援事業所ふたな 廃止
令和元年 8 月	養護老人ホーム双名園 特定施設入居者生活介護指定（定員 100 名）
令和 2 年 1 月	デイサービスセンターぬくもり 定員 25 名に変更
令和 2 年 4 月	矢ノ丸保育園 定員 140 名に変更 デイサービスセンターさかわ 定員 18 名に変更
令和 2 年 5 月	デイサービスセンターのいち（通所介護） 廃止
令和 2 年 6 月	デイサービスセンターのいち（地域密着型通所介護 定員 15 名） 開設 グループホーム香美安心ハウス 廃止
令和 2 年 7 月	デイサービスセンターぬくもり（認知症対応型） 廃止
令和 2 年 10 月	居宅介護支援事業所ひだまり 開設
令和 2 年 12 月	デイサービスセンターさんさん（通所介護） 廃止
令和 3 年 1 月	デイサービスセンターさんさん（地域密着型通所介護 定員 15 名） 開設 デイサービスセンターぬくもり 定員 30 名に変更
令和 3 年 4 月	介護予防サロンごむの木（南国市の受託事業から）指定通所型サービス A へ移行
令和 4 年 4 月	矢ノ丸保育園 定員 120 名に変更
令和 4 年 7 月	デイサービスセンターあっとホーム 定員 25 名に変更
令和 5 年 3 月	居宅介護支援事業所さんさん 廃止
令和 5 年 6 月	特別養護老人ホーム磯子自然村定員 160 名に変更、短期入所生活介護は空床利用へ
令和 6 年 3 月	デイサービスセンターさかわ、ヘルパーステーションさかわ、居宅介護支援事業所さかわ 廃止
令和 6 年 4 月	有料老人ホームさかわ 特定施設入居者生活介護指定（定員 80 名） 矢ノ丸保育園 定員 100 名に変更 デイサービスセンターあっとホーム 定員 30 名に変更

【別紙2】

事業内容等（令和7年1月10日時点）

○介護保険の施設（事業所）

施設(事業所)の名称	サービス種類	所在地	利用定員	指定年月日
特別養護老人ホーム 陽だまりの里	介護老人福祉施設	高知県南国市岡豊町中島 1535	50名	H12.4.1
	短期入所生活介護		10名	H12.8.1
	介護予防短期入所 生活介護		10名	H18.4.1
特別養護老人ホーム 磯子自然村	介護老人福祉施設	神奈川県横浜市磯子区氷 取沢町 60-17	160名	H23.4.1
	短期入所生活介護			
	介護予防短期入所 生活介護			
特別養護老人ホーム ふるさとの丘	介護老人福祉施設	高知県高知市朝倉己 1149-106	80名	H24.9.30
	短期入所生活介護		20名	
	介護予防短期入所 生活介護			
特別養護老人ホーム たちばなの里	介護老人福祉施設	高知県南国市下野田 45- 1	60名	H28.3.20
	短期入所生活介護		15名	
	介護予防短期入所 生活介護			
ケアハウス つくし んぼ	特定施設入居者生 活介護	高知県南国市岡豊町中島 1535	30名	H13.6.1
	介護予防特定施設 入居者生活介護			H18.4.1
ケアハウス たんぼ ぼ	特定施設入居者生 活介護	高知県南国市岡豊町常通 寺島 335-3	100名	H13.6.1
	介護予防特定施設 入居者生活介護			H18.4.1
ケアハウス 菜の花	特定施設入居者生 活介護	高知県香南市野市町東野 1632-3	100名	H13.11.1
	介護予防特定施設 入居者生活介護			H18.4.1
ケアハウス 安芸	特定施設入居者生 活介護	高知県安芸市川北甲 1812-15	70名	H17.4.1
	介護予防特定施設 入居者生活介護			H18.4.1
介護付有料老人ホー	地域密着型特定施	高知県高知市神田 1002-	29名	H23.11.30

ムタやけ小やけ	設入居者生活介護	1		
有料老人ホームさかわ	特定施設入居者生活介護	高知県高岡郡佐川町甲	80名	R6.4.1
	介護予防特定施設入居者生活介護	1065-33		
デイサービスセンター ぬくもり	通所介護	高知県南国市岡豊町中島 1535	30名	H12.8.1
	通所型サービス(独自)			H30.4.1
デイサービスセンター 安芸	通所介護	高知県安芸市川北甲 1812-15	30名	H17.4.1
	通所型サービス(独自)			H29.4.1
	通所型サービス(独自/定率)			H28.9.1
デイサービスセンター のいち	地域密着型通所介護	高知県香南市野市町東野 1652-1	15名	R2.6.1
	通所型サービス(独自)			
デイサービスセンター さんさん	地域密着型通所介護	高知県室戸市領家 270-1	15名	R3.1.1
	通所型サービス(独自)			
	通所型サービス(独自/定率)			
デイサービスセンター あっとホーム	通所介護	高知県高知市神田 1068-1	一般 30名	H22.7.1
	通所型サービス(独自)			H30.4.1
介護予防サロンごむの木	通所型サービス(独自/定率)	高知県南国市岡豊町中島 1535	15名	R3.4.1
ヘルパーステーション ひだまり	訪問介護	高知県南国市岡豊町中島 1535		H12.8.1
	訪問型サービス(独自)			H30.4.1
ヘルパーステーション てくてく	訪問介護	高知県安芸市川北甲 1812-15		H17.4.1
	訪問型サービス(独自)			H30.4.1
	訪問型サービス(独自/定率)			H29.1.1

ヘルパーステーション さんさん	訪問介護	高知県室戸市領家 270-1		H17. 7. 11
	訪問型サービス (独自)			H30. 4. 1
	訪問型サービス (独自/定率)			H29. 1. 1
ヘルパーステーション あっとホーム	訪問介護	高知県高知市神田 1068-1		H30. 7. 1
	訪問型サービス (独自)			
グループホーム なんごく	認知症対応型共同 生活介護	高知県南国市岡豊町中島 1298	18名	H16. 6. 1
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			H18. 4. 1
グループホーム かがみ	認知症対応型共同 生活介護	高知県香南市香我美町岸 本ルノ丸 328-39	18名	H16. 6. 1
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			H18. 4. 1
グループホーム 安 芸	認知症対応型共同 生活介護	高知県安芸市川北甲 1812-15	18名	H17. 4. 1
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			H18. 4. 1
グループホーム や す	認知症対応型共同 生活介護	高知県香南市夜須町坪井 804-19	18名	H17. 6. 1
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			H18. 4. 1
グループホーム のいち	認知症対応型共同 生活介護	高知県香南市野市町東野 1652-1	18名	H17. 8. 16
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			H18. 4. 1
グループホーム ふたな	認知症対応型共同 生活介護	高知県高岡郡中土佐町久 礼 6002-2	18名	H18. 8. 1
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			
グループホーム 大 津	認知症対応型共同 生活介護	高知県高知市大津乙 922-1	18名	H19. 12. 1
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			

グループホーム 夕やけ小やけ	認知症対応型共同 生活介護	高知県高知市神田字 1002-1	18名	H23.11.30
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			
グループホーム いこい	認知症対応型共同 生活介護	高知県高岡郡中土佐町久 礼 5988	9名	H25.7.1
	介護予防認知症対 応型共同生活介護			
小規模多機能型居宅 介護事業所さいわい	小規模多機能型居 宅介護	高知県高知市幸町 6-4	24名	H19.9.1
	介護予防小規模多 機能型居宅介護			
居宅介護支援事業所 てくてく	居宅介護支援	高知県安芸市川北甲 1812-15		H17.5.20
居宅介護支援事業所 あっとホーム	居宅介護支援	高知県高知市神田 1068- 1		H29.7.1
居宅介護支援事業所 ひだまり	居宅介護支援	高知県南国市岡豊町中島 1535		R2.10.1

○介護保険以外の施設（事業所）

施設（事業所）の名称	サービス種類	所在地	利用定員	指定年月日
デイサービス配食セン ター	配食サービス	高知県南国市岡豊町中 島 1535		H10.4.1
後免野田保育園	保育園	高知県南国市西野田 2- 5-18	90名	H17.4.1
矢ノ丸保育園	保育園	高知県安芸市矢ノ丸 3- 13-1	100名	H18.4.1
有料老人ホームあっと ホーム	有料老人ホーム	高知県高知市神田 1068- 1	168名	H22.4.12
横浜市上笹下地域ケア プラザ	地域包括支援セ ンター他	神奈川県横浜市磯子区 氷取沢町 60-17		H23.4.1
介護予防サロンごむの 木	一般介護予防事 業	高知県南国市岡豊町中 島 1535	(20名)	H24.7.1
デイサービスセンター 安芸	短期集中予防型 サービス(通所型 サービスC)	高知県安芸市川北甲 1812-15	(10名)	R2.4.1

事業計画書

1 運営ビジョン

(1) 地域における地域ケアプラザの役割について

地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者支援の視点を含めて地域ケアプラザの指定管理者として行うべき取組を具体的に記載してください。

地域において市民誰もが健康で安心して生活を営むことができるために、地域の身近な相談窓口や地域福祉の拠点として、自助・互助・共助・公助のバランスのとれた地域包括ケアシステムの推進や高齢者、子ども、障害者の支援を目指し、生活支援・福祉サービスの提供や介護・医療・予防の連携に取り組めます。

具体的には、これまで取り組んできた、約14年間にわたる地域ケアプラザの地域に根ざした活動から得た貴重な財産である地域の一員としての専門的知識や視点、地域とのつながりを積極的に生かし、日々の相談活動や自治会など各種組織との話し合いなどを通じ、地域の課題・ニーズを的確に把握しながら、住民の方々の自主的活動の促進やボランティア活動への支援、福祉保健のネットワークの構築による適切な介護予防や介護サービスの提供などの取組を行います。

(2) 担当地域の特色、課題及び将来像並びにそれに係る取組について

地域住民や関係者と連携・協働して、情報収集及びデータ分析等により、地域の特色や魅力、課題を把握できる具体的な計画を記載してください。

上記により把握した課題を地域において解決するため、また魅力をより発揮するための関係団体等との連携方法を具体的に記載してください。

上笹下地域ケアプラザが担当する地域は、磯子区の南部に位置し、円海山や大岡川の清流等自然環境に恵まれ、神社を中心に六ヶ町として発展してきた南北に長い地域です。

この地域を南北に縦断する笹下釜利谷道路には、多方面に向かうバスが走っていますが、年々本数が減少してきており、メイン通りの笹下釜利谷道路以外の道路は、坂や狭い道が多くなっています。

また、昭和に建設された大規模集合住宅にはエレベーターの設置がなく、更に買い物ができる商店も少なく、年を重ねていくと不便に感じる地域です。

一方で地区全体の高齢化率は31.3%（全国平均29.2%、磯子地区28.0%）と磯子区の中でも高く、特にケアプラザのある氷取沢町は44.0%と区内で一番の高齢化が進行していることから、フレイルや認知症のリスクが高くなっています。

このため、フレイルや認知症を予防し、健康寿命の延伸に向け、地域の保健活動推進員の方に協力いただき、体力測定会を実施し、健康づくりや体力低下予防の啓発を行うとともに、農協の会議室で出張サロンを定期的で開催するなど、身近な地域で仲間との交流を促進しています。

また、農業専用地区を活用した異世代交流事業「土とのふれあい」のほか、歴史ある神社をめぐ

り、地域を知って楽しむスタンプラリーの取り組みを地域福祉保健計画策定・推進委員の方々や関係団体の協力を得て実施するなど、地域のつながりの強化に取り組んでいます。

(3) 担当地域における関係団体等との連携について

地域、行政、区社会福祉協議会、関係機関及びその他様々な団体に加え、他の地域ケアプラザとの連携について、具体的に記載してください。

ケアプラザは、個人を直接支援するだけでなく、その人に対して、関係団体等による専門的な支援と地域住民による支援を両輪で進められるよう、それぞれの取組や活動等を支援していくことが求められています。

このため、区役所や社会福祉協議会、民生委員・児童委員、近隣の支援者や関係者、ボランティアの方などと日頃から顔の見える関係づくりに努めるとともに、様々な住民団体が持っている強みや課題等の把握に努め、必要な支援を行うことにより、ケアプラザが中心となって各団体等が連携した個人への支援が行えるよう取り組みます。

また、地域の課題の解決を図るため、他の地域ケアプラザと協力して困難課題の事例検討等を積極的に行い、専門性の向上に取り組みます。

(4) 合築施設との連携について*根岸地域ケアプラザ（市民利用施設との合築の施設）のみ

同一敷地内に合築している市民利用施設との連携方法について、具体的に記載してください。

2 団体の状況

(1) 団体の理念、基本方針及び事業実績等について

団体の理念や基本方針、事業実績等について、記載してください。

1 団体の理念、基本方針

法人の理念は、「人の「生きる」を支える」「第二の我が家」です。

生きるために支えが必要な身体的な介護を必要とされている方、精神的な支えを必要とされている方、そんな方たちの生きることを支えるのが当法人の役割と考えています。

このため、「人生の高齢期を有意義に楽しく過ごしていただく」、「高齢者の人間としての尊厳と生きる権利を守る」、「家庭的な雰囲気、地域に開かれた施設をつくる」ことを目指してこれまでも事業を行ってきました。

今後においても、利用者の生活スタイルを尊重するとともに、これまで大切にしてきたものがそこにあり、また家族のように寄り添うスタッフがいることにより、安心して生活ができる、まさに第二の我が家と呼べるような環境づくりに取り組んでいきます。

2 法人設立年月日

平成8年4月9日

3 事業実績

横浜市上笹下地域ケアプラザの運営のほか、横浜市及び高知県において、老人福祉法や介護保険法等に基づき実施しています主な事業は、次のとおりです。(令和7年1月10日現在)

特別養護老人ホーム：4施設（介護老人福祉施設4施設）
養護老人ホーム：1施設（特定施設入居者生活介護事業所1施設）
ケアハウス：4施設（特定施設入居者生活介護事業所4施設）
有料老人ホーム：3施設（特定施設入居者生活介護事業所2施設）
認知症対応型共同生活介護事業所：9事業所
訪問介護事業所：4事業所
通所介護事業所：6事業所
居宅介護支援事業所：3事業所
小規模多機能型居宅介護事業所：1事業所
保育所：2施設

(2) 財務状況について

予算の執行状況、法人税等の滞納の有無及び財政状況の健全性等、安定した経営ができる基盤等について記載してください。

令和5年度決算における法人合計の予算執行率は、事業活動収入 99.7%、事業活動支出 99.1%で、資金収支計算書の当期資金収支差額が47,923千円、当期末支払資金残高は2,311,153千円、また、事業活動計算書の当期活動増減差額は88,653千円で、次期繰越活動増減差額は4,176,925千円となり順調な経営となっています。

また、令和5年度末時点で将来の施設整備及び人件費等への積立金として855,581千円を確保するとともに、預金残高は、2,537,977千円、これに未収金や前払い費用等を加えた流動資産は3,245,603千円であり、安定して経営できる基盤を有しています。

なお、法人税等の滞納はありません。

3 職員配置及び育成

(1) 地域ケアプラザ所長及び職員の確保、配置について

地域ケアプラザを運営していく上で、地域ケアプラザ所長（予定者）及び職員の人員配置並びに勤務体制、必要な有資格者・経験者の確保策について、その考え方を記載してください。

現在、磯子区から指定管理者の指定を受けて上笹下地域ケアプラザを運営しており、所長等の職員については、地域ケアプラザの役割・目的を十分果たすことができる資格・能力を有する人材の確保、配置に、法人として今後も取り組んでいきます。

現所長は、同プラザにおいて14年余りの経験を有するとともに、社会福祉士や主任介護支援専門員の資格も有しており、その経験と知識を活かし、職員の目的意識や資質の向上、地域との顔の見える関係づくりなどに努めていきます。

また、同プラザには、看護師や主任介護支援専門員等の有資格者に加えて、長年勤務している経験豊富な職員も在籍しており、これらの職員と所長が力を合わせ、地域の課題解決に向けて地域ケ

アプラザの役割を果たすことが出来るよう積極的に取り組んでいきます。

今後も、広く地域に関心を持ち、地域との関わりの中で、相手の立場に寄り添い考えることのできる人材の確保に努めるとともに、職員会議や各職員との面接等により、職員一人一人の業務の進捗状況を把握し、適切な助言等を行うことにより働きやすい職場環境を整え離職防止に取り組みます。

(2) 育成・研修について

地域ケアプラザの機能を発揮するための人材育成及び研修計画について、記載してください。

各職種で専門性を充実させるために、内部・外部を問わず各種研修会に参加し、現任者の更なる専門性や資質の向上を図ります。

また、職員を住民組織の活動等に参加させることで、受け身だけではなく、自ら地域に出向き、住民の方と直接接し、地域ケアプラザの役割である住民の方々と地域課題の解決に向けて取り組むという積極性を持った職員の育成を図ります。

さらに、日常の業務において些細なことでも職場内で相談し合えるような環境づくりを心がけ、経験豊富な職員が経験の浅い職員の業務の課題や悩みを共有し、一緒になって解決策を考えていけるよう、職場内でのOJTの充実を図ります。

4 施設の管理運営

(1) 施設及び設備の維持保全、管理及び小破修繕の取組について

施設及び設備の安全確保及び長寿命化の観点から、維持保全（施設・設備の点検等）計画及び修繕計画について、具体的に記載してください。

保守点検業務については、年間計画を策定し計画的な管理を実施します。

また、日常清掃及び定期清掃に加えて、月に1回、休館日を利用して、貸館団体利用者とともに清掃を実施し、施設を常に清潔な状態に保つとともに、活動の場として愛着を持っていただくよう取り組みます。

小破修繕については、日々の施設・設備の点検等を行うことにより、大規模修繕に至らないよう、早期発見・迅速な対応を行っていきます。

また、施設と隣接する同一法人が経営する特別養護老人ホームとは一部設備を共有していることから、同一法人であることのメリットを生かし、協力して効率的な維持保全を行っていきます。

(2) 事件事故の防止体制及び緊急時の対応について

事件事故の防止体制、事件事故発生時における緊急の対応について、具体的に記載してください。
※急病時の対応など。

事故防止に関する基本的な考え方や事故防止の為の職員研修、事故等の発生時の対応等を盛り込んだ事故発生の防止の指針及びマニュアルに基づき、事故の報告及びその分析を通じた改善策の職員に対する周知徹底、事故発生防止の為の委員会の開催や職員研修等を実施することにより、事故防止に努めます。

また、事故が発生した場合の適切な対応を行える体制の整備に今後も一層取り取り組むとともに、

事故発生時には、遅滞なく横浜市に報告を行います。

さらに、設置しているAEDの使用法の研修を定期的実施するほか、緊急時には近隣の医療機関と連携し的確な対応を行います。

事件の防止については、定例会議等の場で職員間の意識共有を図るとともに、万一事件が発生した場合に備えて、緊急時の職員連絡網の整備、同一敷地内の特別養護老人ホームや各種関係機関との連携の強化に努め、適切な対応を行える体制の一層の構築に取り組んでいきます。

(3) 災害等に対する取組について

ア 福祉避難所の運営について

地域ケアプラザは、区防災計画に基づき福祉避難所として開設及び運営を行うことが規定されていますが、発災時に備えた事前準備や福祉避難所の運営方法（職員の参集方法や日ごろの訓練等）について、具体的に記載してください。

既に策定している福祉避難所開設・運営マニュアルや緊急時の職員連絡網を定期的に職員に周知徹底することで意識共有が図れており、災害が発生し福祉避難所が開設される場合の職員体制、招集方法や運営方法等についての仕組みづくりができています。

開所時間外等に発災した場合は、先ず、所長を始めとする地域ケアプラザ近隣の職員が参集しその後の対応等を協議することとしています。

また、定期的に行行政と共同で福祉避難所の開設に向けた受伝訓練を行っています。

地域防災拠点と福祉避難場所の違い・役割を理解するとともに、応急災害時の備蓄品の適切な管理や・福祉避難所連絡会における情報共有を図ります。

さらに、地域の様々な情報に触れることができるという利点を活かし、地域住民へ福祉避難所の役割を啓発し連携を深めて福祉避難所の運営に理解や協力を呼び掛けるとともに多様な避難者ニーズに応えるため、専門的な知識や経験のある団体との連携に加えて、近隣施設とも、互いに支援し合えるよう互恵的な連携を図ります。

イ 災害等に備えるための取組について

震災や風水害等といった災害や、感染症の発生・まん延に備えるための取組について、具体的に記載してください。

災害や感染症が発生した場合でも、ケアプラザが安定的・継続的な運営が行えるよう業務継続計画（BCP）を策定しています。

災害については、平常時から、計画の周知、研修、訓練及び見直しを行い、発災時から平常時までの復旧について、応急的な処置から平常回復までの対応を計画的に行っていきます。

このほか、同一敷地内の特別養護老人ホームと共同で机上訓練を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うとともに、災害の発生により事業運営に支障が生じる恐れがある場合には、法人の本部がある高知県の事業所や施設から応援を得ることにより、事業の継続や早期再開ができる体制を整えています。

また、感染症及び食中毒については、感染予防等の対策を検討するための感染症・食中毒防止対策委員会や日頃からの衛生・健康管理、感染症が発生した場合の対応について定めた「感染症・

食中毒の予防及びまん延防止のための指針」に基づき、感染症等の発生予防及びまん延を防ぐための体制の整備等を行い、利用者等の安全を図っています。

(4) 公正・中立性の確保について

公の施設として、市民、団体及び介護保険サービス事業者等に対して、公正・中立な対応を図るための取組について記載してください。

地域ケアプラザは公的機関として、地域住民、地域団体及び事業者に対して公正・中立な立場で業務にあたります。

地域包括支援センターにケアマネジャー（居宅介護支援事業者又は小規模多機能居宅介護支援事業所）の選定等の相談をした方に対しては、事業者一覧表やホームページ等を用いて、複数の選択肢があることを相談者に知らせた上で、相談者の意思を尊重し、最終的に相談者が選定の判断をするよう説明を行っています。

また、相談者から事業所選定を任せる旨の依頼を受けた場合においても、相談者の考えや希望を丁寧に聞きとり、該当事業所を紹介した理由を説明した上で最終的な選定の判断の支援・サポートを行っています。

(5) 利用者のニーズ・要望・苦情への対応

利用者の意見、要望及び苦情等の受付方法並びにこれらに対する改善方法について、具体的に記載してください。

日頃から積極的に地域の活動に参加することなどにより住民の方々と、顔の見える関係づくりを行い、様々なニーズ等の把握に努めるとともに、意見箱の設置やご意見ダイヤル、利用者アンケートを実施することより、幅広く利用者の意見、要望及び苦情等を把握し、必要な検討や対応を行い、その結果をケアプラザ内に掲示しています。

また、利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するための相談窓口を設置しているほか、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等の苦情を処理するために講ずる措置の概要について掲示を行っています。

さらに、苦情があった場合には、当該苦情の内容を記録し、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向け一層の取組を行うとともに横浜市に適切に報告します。

(6) 個人情報保護・情報公開、人権尊重について

個人情報保護及び情報公開の取組、人権尊重など横浜市の施策を踏まえた取組について、具体的に記載してください。

1 個人情報保護について

個人情報については、個人情報保護法及び横浜市個人情報保護に関する条例等の関係法令に基づき適正に取り扱うために、全職員から在職中及び退職後も個人情報の守秘義務を遵守する旨の誓約書を徴収するとともに、入職時のオリエンテーションでの周知徹底を行います。

また、入職後も個人情報保護の重要性を職員がしっかりと意識して業務に臨むことができるよう、

年1回以上、他施設で発生した個人情報の漏洩事例等を職員間で議論するなどグループワークを中心とした内部研修を実施します。

さらに、保有する個人データの開示請求があった場合は、横浜市が示している「指定管理者の保有する保有個人データの開示等の請求に関する標準規程」に準拠して作成した「保有個人データの開示等の請求に関する規程」に基づき、適切に対応を行います。

2 情報公開について

情報公開については、法人の定款、役員及び評議員の報酬等に関する規程、現状報告書及び決算報告書や利用者等のサービスの選択に資する情報を法人のホームページ等に掲載し、必要に応じて更新するとともに、利用者アンケート結果や事故等が発生した場合には、その内容に加えて再発防止対策について、地域ケアプラザ内に掲示するなど積極的に情報公開を行います。

また、利用者から、文書等の開示の申出があった場合には、横浜市が示している「指定管理者の情報の公開に関する標準規程」に準拠して作成した情報公開規程に基づき、適切に対応を行います。

3 人権尊重について

性別、出身、ハンディキャップの有無などに関わらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を目指すため、横浜市人権施策基本指針を参考とした職員研修を年1回以上実施するなど、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現に向け取り組みます。

(7) 環境への配慮、市内中小企業優先発注など、本市の重要施策を踏まえた取組

横浜市地球温暖化対策実行計画、ヨコハマプラ5.3（ごみ）計画、市内中小企業振興条例の趣旨及び男女共同参画推進等に対する考え方について記載してください。

脱炭素社会の実現に向けた温室効果ガス排出量の削減を目指し、プラスチックごみのリデュース・リサイクルや食品ロスの削減等に事業者として取り組むとともに、全職員が一市民としてヨコハマプラ5.3計画の趣旨を理解した上で行動します。

具体的には、日常から節電、節水、ゴミの分別及びリサイクル、食品ロス削減の推進等に職員間で意識して取り組むとともに、地域ケアプラザ内へ利用者の意識啓発の為に掲示や説明を行い、理解と協力をお願いしていきます。

また、ゴミの分別やリサイクルに取り組むだけでなく、裏紙の積極的利用や書類の電子化等を行うことにより、事業所内で発生する紙ごみを減少させ廃棄物の処理に伴う環境負荷の軽減を図っています。

横浜市内の中小企業の振興を図るため、修繕工事や物品の調達にあたっては、横浜市内中小企業振興条例の趣旨を踏まえ、横浜市内中小企業への優先発注に努めています。

男女共同参画推進については、横浜市男女共同参画推進条例第3条に規定される7項目の基本理念を理解し、誰もが安心と成長を実感できる日本一働きやすい、働きがいのある都市の実現に向けて、性別にとらわれることなく、互いの個性や人権を尊重し、その能力を十分に発揮できるよう事業運営に取り組んでいます。

5 事業

(1) 全事業共通

ア 施設の利用促進について

施設の稼働率向上のための対策や効率的な施設貸出の方法、利用者のために有益な情報提供を行う方法について、その効果も含め具体的に記載してください。

ケアプラザ広報紙やホームページを活用し、会場の利用方法などのPR活動を随時行うとともに、地域ケアプラザの自主事業や住民の活動を支援する中で生じた地域住民とのつながりを活かし、施設を利用した地域住民による新たな活動への流れを作ることが出来るよう地域住民の方々へ働きかけを行っていきます。

また、広報誌を、町内会の協力を得て町内会の回覧掲示板へ掲示していただくとともに近隣の医療機関や薬局及び事業所等にも置いていただき、住民の方の利用促進に向けた啓発活動を行っていきます。

さらに、ケアプラザラウンジには、情報ガイドを設置するとともに、モニターを利用した事業の紹介、紙媒体での事業案内や利用案内の掲示を行っていきます。

地域の集まり等に積極的に参加し、身近な福祉・保健の拠点である地域ケアプラザの目的・役割の周知活動を行っていきます。

イ 総合相談について（高齢者・子ども・障害者分野等の相談への対応）

高齢者・子ども・障害者等幅広い分野の相談への対応についての考え方、他機関との連携方法等について記載してください。

地域ケアプラザは、ありとあらゆる層の方からの相談・支援に、より身近な場所で部門・組織を問わず、全体で取り組むことが求められます。

地域福祉の拠点である場としての機能を活かし、相談者へ直接支援を行うとともに、相談を受けた問題を解決するために、区役所や区社協などの専門機関や地域の活動団体等へつなげていきます。

相談を受けた場合には相談票を作成し、各部門が連携の必要な案件については、ケアプラザ全体として、適宜カンファレンスを開催し、情報の共有を行い、適切な支援内容の検討を行います。

支援の必要なケースに対し迅速に対応ができるよう、日頃から子育て関連事業の開催や、児童委員、区役所の子ども家庭支援課と連携を密にするとともに各種連絡会に参加し、関係機関とのネットワークづくりを進めます。

さらに、障害児者への理解を広める為にも、基幹相談支援センターや生活支援センター等との連携を強化し、情報を共有するとともに適切な支援へ繋げていきます。

ウ 各事業の連携及び関連施設（地区センター等）との連携について

地域ケアプラザの役割を果たすための、各事業担当間や関連施設との情報共有、円滑かつ効率的な管理運営に対する考え方を記載してください。

高齢者や子ども、障害者等様々な方からの相談を受け、課題に対応していくという地域ケアプラザの役割を遂行するには、地域活動交流事業担当者を始めとした各事業担当者間や関連施設等

との情報共有や連携が不可欠であるとともに、地域の課題やニーズを把握し解決を図っていくためには、地域の活動団体等と地域ケアプラザとの連携も非常に重要です。

このため、定期的な合同会議やカンファレンスを開催することによりそれぞれの課題や解決に向けた認識の共有化を図り各事業担当者等の連携を強化します。

また、地域で開催される各種行事や会議・会合などに五職種が積極的に連携して出席し、個々のニーズに合った情報提供や周知を行います。

地域に出向くことで得られる最新の情報を収集し、互いの事業に活かしていけるよう、全体会議や部門別会議で情報を共有し検討を重ねていきます。

さらに、近隣の施設や地区センター等と日頃より情報共有を図り、地域福祉保健の拠点として地域包括システムの構築に努めます。

エ 地域福祉保健のネットワークの構築について

地域の関連団体や関連機関との情報共有やネットワーク構築に対する考え方について記載してください。

地域ケアプラザは、住民主体による支え合いのある地域づくりに向け、既存のネットワークへの参加に加え、地域に必要な新たなネットワークの構築、運営を担うことが求められます。

平成 23 年の開所以来、会議や地域の行事、イベントへ積極的に参加するとともに、地域交流事業等を通じて、自治会町内会、地区社会福祉協議会や民生委員・児童委員協議会ほか、各種福祉保健団体と顔の見える関係づくり、ネットワークの構築を行ってきました。

今後も様々な課題に対応するために、新たな地域の社会資源の発掘・開発に努め、ネットワークを強化し、個別支援・地域支援を行っていきます。

オ 区行政との協働について

区運営方針、区の事業等を踏まえた上で、区行政との連携について具体的な取組を記載してください。

横浜型地域包括ケアシステムの構築や横浜市障害者プラン等の区の福祉保健施策の実現を図り、高齢者や子ども、障害者等が、地域で安心して暮らしていくためには、地域ケアプラザは、区行政と緊密に連携して事業を実施していくことが重要と考えています。

このため、日頃から区の関係課等との意思疎通を密にすることにより、区の福祉保健施策や方針の理解に努めています。

また、地域ケアプラザは、地域にとって身近な施設であり、日々の業務や地域とのつながりから個別の課題や地域の課題など様々な情報が集まることから、区とのカンファレンス、地域ケア会議、地域支援チーム会議や、スイッチ on 磯子地区別推進検討会等の会議体を通じて、課題解決のためお互いの持つ情報共有を図っています。

さらに、地域と構築したネットワークを生かし課題解決に向けて取り組めるよう、区行政や地域住民・団体等の関係者の話し合いの場の設定など地域との調整を行っています。

カ 地域福祉保健計画の区計画及び地区別計画の推進について

区地域福祉保健計画の区全体計画及び地区別計画の策定・推進の事務局及び地区別支援チームのメンバーとして参画し、住民、事業者、行政等と協働した地域の課題解決に向け、どのような体制でどのように取り組むか記載してください。

地域ケアプラザには、地域住民の方や地域活動団体等から様々な相談や要望が寄せられます。この寄せられた相談や要望を地域ケアプラザ全体及び地区別支援チームで共有し、分析、検討を行い、その結果に基づき抽出した取り組む必要がある課題を、地域福祉保健計画や地区別計画に反映できるよう必要なデータや情報を含め提案を行います。

また、計画策定後においては、計画の実現に向けて、地区別支援チームの一員として、地域の方々が主体となって地域の取組を推進していけるよう支援を行います。

その際、地域住民が、「担い手にさせられる、何かをさせられる」など身構えてしまわないよう、お互い様な気持ち、自分事として考えてもらえるよう支援を行っていきます。

(2) 地域ケアプラザ運営事業（地域活動交流事業。以下「地域ケアプラザ運営事業」という。）

ア 自主企画事業について

高齢者・子ども・障害者等の分野それぞれの福祉保健活動の開発・実施及び自主活動化への取組について、具体的に記載してください。

自主事業は地域の解決や活性化につながることを目指して、地域の実情や課題を十分に把握し、事業の目的を明確にした上で企画し、実施後は必ず振り返りを行い、次の展開へとつなげていきます。

このため、自主事業は、地域ケアプラザの地域活動交流部門のみで考えるのではなく、地域活動団体等の関係者を交え、個別的な課題を関係者間で共有し、それらを地域課題と捉えて、課題解決に向け検討を行い、社会資源に繋がるような事業活動を行います。

事業は、参加者が広がり、住民主体の活動につながりやすくなるよう、地域ケアプラザ内だけでなく、町内会館などを利用し、より身近な場所で実施します。

また、自主事業参加者に対しては、必要に応じて住民自らが主体的に行う自主活動への働きかけを行い、自主活動グループとして新たな立ち上げを支援するとともに、自主活動グループが継続的に活動できるよう、活動の場の提供や情報提供・運営のアドバイスを行っていきます。

イ 福祉保健活動団体等が活動する場の提供について

地域住民の福祉保健活動団体が活動する場の提供について、利用促進を図るための具体的な取組を記載してください。

町内会の会合や福祉保健団体の会議等に参加した際に、貸館についてのPRを行い、会合や健康づくりイベント等での活用を促します。

貸館登録団体の交流会を実施し、貸館手続き及び利用規則等の周知に努めるとともに、福祉保健活動を目的としていない団体であっても、福祉保健活動に興味を持ち参加していただけるよう、健康づくりやフレイル予防、またボランティア情報や地域貢献活動などの情報提供を行い、より地域における福祉保健活動参加者が増えるように働きかけ、貸館の利用促進に繋がります。

ウ ボランティア登録、育成及びコーディネートについて

ボランティア登録、育成及びコーディネートについて具体的に記載してください。

地域の担い手の高齢化に伴う次世代の育成が求められている中、多様な自主事業や講座を実施できるよう、高齢者支援だけでなく様々な活動を担っていただけるボランティアの育成に磯子区社会福祉協議会等の協力を得て積極的に取り組みます。

具体的には、ボランティアが自主事業・講座の運営に関わるための講座やボランティアの自主的活動につながる講座を、区内他の地域ケアプラザや区社協の協力を得て開催します。

また、活動が長く継続していけるように、定期的なフォローアップ研修の開催などの支援を行っていきます。

さらに、団塊の世代の方々が地域に目を向け、地域にどのように貢献できるか、そのきっかけづくりを行いながら地域デビューできるように支援を行います。

近年、自然災害等が頻繁に発生し、その度に甚大な被害が報告されていますが、その折に触れ、多くの人の手を必要とする光景を目の当たりにすることも少なくありません。

そういったことから常日頃から、ボランティアセンターと協力して、多様なニーズに応えられるよう、住民へボランティアに対する意識啓発を行いながら、地域の中でボランティア活動をしたい人とお願いしたい人との適切なコーディネートを行っていきます。

エ 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供について

地域における福祉保健活動団体や人材等の情報収集及び情報提供について具体的に記載してください。

地域ケアプラザに複数の職種が配置されている強みを生かし、日頃の様々な活動の中で得た地域の福祉保健活動や団体や人材等の情報を基に、地域のアセスメントシートを作成するとともに、定期的に情報の更新をしていきます。

また、5職種ミーティングなどで情報の共有を行い、地域ケアプラザや地域で活動している団体などの情報をガイドとして作成し、保健福祉活動等をしたいと考えている方や、介護予防のインフォーマルサービスとして、居宅介護支事業所の介護支援専門員に対して情報提供しています。

(3) 生活支援体制整備事業

ア 高齢者の生活上のニーズ把握・分析について

担当地域における高齢者の生活上のニーズを把握・分析する方法について、具体的に記載してください。

日々の高齢者等からの相談やケアプラザ来館者、サロン参加者から寄せられる声、事業や連絡会などから得られる情報等を活用するとともに積極的に地域に出て高齢者の生活上のニーズを把握した上で、5職種ミーティングにおいて多数の専門的な視点から分析を行っています。

また、JAGESの地域診断等から担当地域における高齢者のニーズを把握・分析も行っています。

イ 多様な主体による活動・サービス及び社会資源の把握・分析について

民間企業やNPO法人等、多様な主体による社会資源を把握・分析する方法について、具体的な取組を記載してください。

区役所や社会福祉協議会、地域住民から情報の収集・把握を行っています。
アセスメントシートやマップに落とし込むことで、地域の社会資源の傾向や偏りを可視化しています。
解決すべき課題だけでなく地域の強みにも注目し、街歩き、ケアプラザの事業、地域の催し物や昼食会などへ積極的に参加し、地域のキーパーソン、参加者、ボランティアなど様々な住民の方からの情報を収集し、社会資源の把握に努めています。
また、趣味活動など、地域で活動している様々な団体を取りまとめ情報ガイドを作成していますが、ガイドに掲載されていない団体がまだ多くあり、自治会や町内会に協力を頂きながら定期的な更新作業を行い、多くの情報が掲載できるよう、多様な主体の社会資源把握に努めています。

ウ 目指すべき地域像の共有と実現に向けた取組（協議体）について

目指すべき地域像を地域住民等と共有し、地域の活動・サービスを創出・継続・発展させるための取組（協議体）について、具体的に記載してください。

エリア内における具体的な課題の共有や解決を目指し、課題解決に協力をして欲しい地域住民や団体等に専門職が課題に感じていることや協議したい内容を相談し、地域住民等が自分事ととらえて協議の場に参加してもらえるよう働きかけを行うとともに、直接関わって欲しい人だけでなく、その課題や解決に向けた取り組みを理解し、後押しして欲しい地域住民や団体にも相談するよう努めていきます。
また、協議を实りのあるものとするために、協議したい内容について、参加者に応じて理解しやすい資料にまとめるとともに、専門職や、地域のキーパーソンとなる人と、協議の前に打ち合わせ（到達目標、議事進行、役割分担）等を行っておくことも大切だと考えています。
実際の協議の場では、想定通りに議事進行が出来ないこともあるため、最終目標を大事にしつつ、柔軟に対応していくとともに次回の開催に向け、常に振り返りを行います。
このような考えに基づき上笹下地域ケアプラザのエリアでは、買い物困難、買物が出来る場所が少ないとの地域アンケートを踏まえ地域の方との協議を重ねた結果、ローソンによる移動販売が平成31年よりスタートしました。
その後も定期的な話し合いを続け、令和4年度には、上笹下地区買物支援連絡会が正式に発足し、現在、移送販売の現状の共有、課題解決に向けて地域で出来る支援等について話し合いを行っています。

エ 高齢者の生活ニーズと社会資源のマッチングの支援の取組

高齢者の生活上のニーズと多様な主体による社会資源のマッチングの支援について、具体的に記載してください。

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者の生活上のニーズを地域の社会資源に適切につないでいく支援が必要となります。

このため、日頃の相談業務等において把握した高齢者の生活上のニーズと地域の社会資源を的確にマッチングすることが重要となることから、地域ケアプラザの生活支援コーディネーター及び地域交流コーディネーターのマッチング能力の向上などに担当職員だけでなく地域ケアプラザの所長を始め関係職員全員が協力して取り組んでいきます。

(4) 地域包括支援センター運営事業

ア 総合相談支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である総合相談支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者の方が直面する問題は、健康面での不安、介護の必要性、経済的な困窮、社会的な孤立など多岐に渡ることから、高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、包括支援センターに所属する3職種が相互に協力しながら、それぞれの専門性や知識を活かすとともに、他の職種も含めた地域ケアプラザの持つ総合力も発揮して、その高齢者に適切な保健・医療・福祉サービスに繋げていけるよう取り組んでいきます。

さらに、不安はあるものの直ちに支援を必要としない方に対しても定期的なフォローアップを行い、必要に応じて支援を行います。

イ 認知症支援事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である認知症支援事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

高齢者人口の増加に伴い、認知症高齢者も今後増加することが予測されています。

このため、コグニサイズなどの運動による認知症の予防の講座などの事業を展開します。

また、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するために、認知症の人や家族への視点を重視した支援に取り組みます。

具体的には、認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めるための講習会を開催するとともに個別の相談支援、早期対応として認知症初期集中支援チームと連携を図り、権利擁護の支援、介護者支援として介護者の集いや医療・介護連携などを行います。

また、地域交流コーディネーターや生活支援コーディネーターと連携し、認知症サポーター養成講座等の普及啓発、見守り体制の構築、集いの場づくりの支援等を進めます。

ウ 権利擁護事業について

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である権利擁護事業をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

成年後見制度や任意制度、日常生活自立支援事業などについて、司法書士会や市民後見人の方に講演を依頼し、分かりやすく伝わるよう工夫し、地域住民に対して普及啓発活動を行っていくとともに、磯子区版エンディングノートの普及を行っていきます。

また、擁護者自身の介護負担の軽減、心身の健康管理や生活設計が行えるよう、高齢者虐待防止のための普及啓発、詐欺などの消費者被害防止に努めるとともに、虐待が疑われる相談があつ

場合には、関係機関と連絡を図り速やかな対応に当たります。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等

地域性を踏まえた上で、地域包括支援センターの基本機能である包括的・継続的ケアマネジメント支援事業等をどのように展開していくか、具体的に記載してください。

1 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

「民生委員・ケアマネジャー連絡会」を開催し、民生委員とケアマネジャーの顔が見える関係づくりを行うとともに、「地域ケア会議」により関係機関との連携や協働体制づくりを行います。また、困難事例への支援や事例検討会を通して、ケアマネジャーの支援を行っていきます。

2 在宅医療・介護連携推進事業

人生会議に関する講演を行い、地域住民やケアマネジャーに対し、人生の最終段階における医療やケアについて普及啓発を行います。

また、協力医や在宅医の講演会や相談会を開催し、地域のケアマネジャーが、協力医等に医療に関する相談ができる体制の構築に努めるとともに、専門的な医療等に関する助言が必要な場合に備え、在宅医療連携拠点相談室「かけはし」や認知症初期集中支援チームと連携を図っていきます。

オ 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現のために、地域ケア会議を活用してどのように取り組んでいくか、具体的に記載してください。

地域の支援者を含めた多職種による専門的視点を交えて、適切な支援に繋がっていない高齢者の支援や地域で活動する介護支援専門員の自立支援に資するケアマネジメントを支援し、ケアを必要とする高齢者が地域で必要なサービスを受け、安心して生活ができるよう支援をしていきます。

また、個別ケースの課題分析等を通じて地域における高齢者の実態把握や課題を抽出し、地域に必要な社会資源の開発やネットワークづくり、さらには地域保健計画や地域福祉計画などへの反映に繋げ、地域包括ケアシステムの実現を図っていきます。

カ 介護予防支援事業・第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）について

事業実施に係る人員の確保・育成、業務委託先である指定居宅介護支援事業者の選定方法及び具体的な支援内容の計画について記載してください。

現在、上笹下地域ケアプラザ内には経験豊かな看護師、主任介護支援専門、介護支援専門が在籍しており、内部・外部を問わず各種研修会に参加し、更なる資質向上を図っています。

また、介護予防ケアマネジメントは、利用者の有益性を第一に考え、適切なアセスメントの実施、サービス内容や達成状況などを確認し、適切なサービスを継続して提供するために、ケアプラザの担当者会議で助言・指導が行える同じ地域ケアプラザ内にある居宅介護支援事業所に委託しています。

さらに、目標志向型のケアプラン作成の支援を行えるよう、保健師連絡会や主任ケアマネジメント連絡会で介護予防支援・介護予防ケアマネジメント従事者研修を実施するとともに、元気づくりステーションや昼食会、サロンなどインフォーマルサービスの情報提供を行います。

住み慣れた地域において多様で柔軟な支援が受けられる地域づくりを目指し、関係機関との連携を強化していきます。

キ 一般介護予防事業（介護予防普及強化業務）について

市や区の方針に沿って、介護予防に関する普及啓発や地域活動支援等の介護予防事業をどのように展開していくか具体的に記載してください。

上笹下地域ケアプラザが支援する地域は、磯子区の中でも高齢化率が高くなっていますが、高齢になると、体力や気力、認知機能などの身体と心の機能が低下し、フレイルや要介護状態となるリスクが高くなります。

このため、フレイルや要介護状態となることを予防するために、運動機能向上、栄養、口腔機能向上の講座などを効果的に組み合わせることで、フレイル予防、介護予防に対する意識付けや動機づけを行うとともに、人との交流による社会参加を促進します。

また、担当エリアが南北に長い地域であることも考慮し、高齢者が参加しやすいよう地域に向き、町内会館等を利用しながら、身近な場所でも講座を開催するとともに、地域で行われている会合や、昼食会等に積極的に参加し普及啓発を行い、フレイル予防や介護予防の取り組みが、高齢者の日々の生活に浸透することができるように繰り返し行っていきます。

さらに、地域活動交流事業や生活支援事業との連携なくしては、本事業の発展は望めないことから日々の地域情報等の意見交換を行いながら、広く周知が出来るよう取り組みます。

フレイル予防や介護予防は、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善だけを目指すのではなく、これら心身機能の改善や環境調整などを通じて、個々の高齢者の生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援して、健康寿命の延伸と生活の質（QOL）の向上を目指すものであり、各講座や教室についても単発的な事業の開催で終始するのではなく、工夫しながら継続して参加できる予防事業を展開して行きます。

ク 多職種協働による地域包括支援センターネットワークの構築について

包括的支援事業を効果的に実施するために、介護サービスに限らず、地域の保健・福祉・医療サービスやボランティア活動、インフォーマルサービス等の社会資源が有機的に連携できるためのネットワークづくりをどのように行っていくかを記載してください。

生活支援体制整備事業で行っている地域アセスメントや地域診断などの情報を基に地域の情報を職員間で共有し、地域の会合や行事などに積極的に参加して「顔の見える関係づくり」を行い、関係性の構築をしていきます。

また、地域ケア会議等を通じて、多職種による個別ケースの検討や課題分析を行い、単に個別のケース解決が重要というだけでなく、個別ケースの検討を通じて、地域課題の把握や地域における支援体制づくりに繋げていくため、各職種での専門知識を活かし、情報を共有すると共とも

に、地域との顔の見える関係づくりに加えて、キーパーソンとの調整を行っていきます。

(5) 居宅介護支援事業

公の施設における事業提供であることを踏まえ、居宅介護支援事業について、指定介護予防支援事業者との連携体制も踏まえて記載してください。

利用者本位のサービス提供が行われるよう、公正・中立なケアプランの作成を行います。

具体的には、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な介護サービス及び保健医療サービス並びに福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効果的に提供されるよう支援します。

また、地域ケアプラザで行う居宅介護支援事業者として、同じケアプラザ内の地域包括支援センターはもちろんのこと、他の地域包括支援センターとも相互に協力し、総合相談等で表面化した処遇困難ケースを受け入れ、連携して早期の対応を行います。

(6) 通所介護等通所系サービス事業

*** 根岸・滝頭・磯子・新杉田・洋光台地域ケアプラザ（デイあり施設）のみ記載**

プログラム及び運営方針について、具体的に記載してください。

6 収支計画及び指定管理料

(1) 指定管理料の額及び施設の課題等に応じた費用配分について

収支計画、利用者サービスのための経費に対する考え方について、施設の特性を踏まえて記載してください。

ケアプラザが提供する利用者サービスは、広く住民の皆様から徴収した税金で賄われていることから、事業実施に当たっては、真に地域住民の福祉保健の向上に有効かどうかを常に念頭に置き、PDCAに努め事業の改善を図っていきます。

また、利用者が習得できる成果物がある等の事業については参加費や材利用費、資料代といった利用料を徴収し、サービスを受けるものと受けないものとの不公平が生じることのないよう取り組んでいきます。

(2) 利用料金の収支の活用及び運営費の効率性について

利用料金の収支の活用や運営費等を低額に抑える工夫について記載してください。

職場環境を整え、研修等を通じて職員のスキルアップを図り、職員の能力を最大限に引き出すことで、非効率な業務の削減に努め、時間外手当などの削減に努めます。

また、節水はもちろんのこと、LED照明への切り替えなどによる施設における電気・ガスなど光熱費の削減、電子化による郵送費の削減や消耗品の管理方法の見直しを行うなど、小さな積み重ねを確実に実施し経費の削減を図っていきます。

指定管理料提案書
(横浜市上笹下地域ケアプラザ)

1 指定管理料提案書
(1) 地域ケアプラザ運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人件費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	13,096,287円	13,096,287円	13,096,287円	13,096,287円	13,096,287円
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域活動交流Co ・サブCo等	<input type="checkbox"/>	248,290円	248,290円	248,290円	248,290円	248,290円
事業費	【内訳】 異世代交流事業,子育て支援事 業,高齢者向け事業,障害への理 解,利用者交流会,広報紙他	<input type="checkbox"/>	1,320,000円	1,320,000円	1,320,000円	1,320,000円	1,320,000円	
事務費	【内訳】 備品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、リース代、印刷 製本費、各種消耗品、施設賠償 責任保険加入費等、人材紹介手 数料、運営協議会運営費他	<input checked="" type="checkbox"/>	2,447,600円	2,447,600円	2,447,600円	2,447,600円	2,447,600円	
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	2,449,000円	2,449,000円	2,449,000円	2,449,000円	2,449,000円	
小破修繕費	・小破修繕費 474,000円	/	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	474,000円	
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/	-250,000円	-250,000円	-250,000円	-250,000円	-250,000円	
合計				19,785,177円	19,785,177円	19,785,177円	19,785,177円	19,785,177円
うち団体本部経費				56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円

※1:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.1875人工))+(地域ケアプラザ運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)+(地域ケアプラザ運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(2) 地域包括支援センター運営事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
人件費	賃金水準 スライド対象 【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	21,251,679円	21,251,679円	21,251,679円	21,251,679円	21,251,679円
	賃金水準 スライド対象外 【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・地域ケアプラザ所長 ・地域包括支援センター職員等	<input type="checkbox"/>	289,878円	289,878円	289,878円	289,878円	289,878円
事業費	【内訳】 高齢者支援事業、認知症支援事 業、権利擁護事業、ケアマネ支援 事業、介護者支援事業他	<input type="checkbox"/>	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円	900,000円
事務費	【内訳】 物品購入費、旅費交通費、研修 費、通信運搬費、リース代、印刷 製本費、各種消耗品、施設賠償 責任保険加入他	<input checked="" type="checkbox"/>	2,134,400円	2,134,400円	2,134,400円	2,134,400円	2,134,400円
管理費	・管理費 ・施設維持管理費 (各種保守点検費)	<input type="checkbox"/>	441,000円	441,000円	441,000円	441,000円	441,000円
小破修繕費	・小破修繕費 126,000円	/	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円	126,000円
協力医	・協力医 630,000円	/	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円	630,000円
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>	/					
合計			25,772,957円	25,772,957円	25,772,957円	25,772,957円	25,772,957円
うち団体本部経費			56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円

※2:(地域ケアプラザ所長基礎単価×配置予定人数(0.5625人工))+(地域包括支援センター運営事業に係る正規雇用職員等基礎単価×配置予定人数)
+(地域包括支援センター運営事業に係る臨時雇用職員等基礎単価×配置予定人数)

(3) 生活支援体制整備事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額					
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
人 件 費	賃金水準 スライド対象	【内訳】 賃金水準スライド対象人件費 ・生活支援Co	<input type="checkbox"/>					
	賃金水準 スライド対象外	【内訳】 賃金水準スライド対象外人件費 ・生活支援Co	<input type="checkbox"/>					
事業費	【内訳】 高齢者支援事業、サロン運営費、 情報ガイド等作成費他	<input type="checkbox"/>						
事務費	【内訳】 備品購入費、旅費交通費、研修 費、各種消耗品他	<input checked="" type="checkbox"/>						
利用料金の活用	<介護保険収入等を充当する場 合は記載してください。>							
合計				6,143,000円	6,143,000円	6,143,000円	6,143,000円	6,143,000円
うち団体本部経費				56,000円	56,000円	56,000円	56,000円	56,000円

※3:生活支援体制整備事業に係る生活支援コーディネーター基礎単価×配置予定人数

(4) 一般介護予防事業

項目	積算根拠	団体本部 経費 の含有	金額				
			令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
事業費	【内訳】 講師料、振込手数料、保険料他	<input type="checkbox"/>	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
合計			154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
うち団体本部経費							

収支予算書
(横浜市上笹下地域ケアプラザ)

項目		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
収入	横浜市 支払 想定額	地域ケアプラザ 運営事業	19,785,177円	19,785,177円	19,785,177円	19,785,177円	19,785,177円
		地域包括支援 センター運営事業	25,772,957円	25,772,957円	25,772,957円	25,772,957円	25,772,957円
		生活支援 体制整備事業	6,143,000円	6,143,000円	6,143,000円	6,143,000円	6,143,000円
		一般介護予防 事業	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円	154,000円
			51,855,134円	51,855,134円	51,855,134円	51,855,134円	51,855,134円
	介護保険 事業収入	介護予防支援事業 ・第1号介護予防支 援事業	9,742,000円	9,742,000円	9,742,000円	9,742,000円	9,742,000円
		居宅介護支援事業	13,177,000円	13,177,000円	13,177,000円	13,177,000円	13,177,000円
			22,919,000円	22,919,000円	22,919,000円	22,919,000円	22,919,000円
		その他収入	110,294円	110,294円	110,294円	110,294円	110,294円
			74,884,428円	74,884,428円	74,884,428円	74,884,428円	74,884,428円
支出	内訳	人件費	40,386,134円	40,386,134円	40,386,134円	40,386,134円	40,386,134円
		事業費	2,734,000円	2,734,000円	2,734,000円	2,734,000円	2,734,000円
		事務費	4,865,000円	4,865,000円	4,865,000円	4,865,000円	4,865,000円
		管理費	2,890,000円	2,890,000円	2,890,000円	2,890,000円	2,890,000円
		その他	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円	1,230,000円
			52,105,134円	52,105,134円	52,105,134円	52,105,134円	52,105,134円
	うち団体本部経費	168,000円	168,000円	168,000円	168,000円	168,000円	
収支		22,779,294円	22,779,294円	22,779,294円	22,779,294円	22,779,294円	

賃金水準スライドの対象となる人件費に関する提案書
(横浜市上笹下地域ケアプラザ)

1 地域ケアプラザ運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■	■	■	■	■
	配置予定人数	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人	0.1875人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	■	■	■	■	■	
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	■	■	■	■	
		配置予定人数	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人	4.0000人
	②	基礎単価	■	■	■	■	■
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

2 地域包括支援センター運営事業における基礎単価及び配置予定人数

(1) 地域ケアプラザ所長

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■	■	■	■	■
	配置予定人数	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人	0.5625人

(2) 地域ケアプラザ所長以外

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	
正規 雇用 職員等	基礎単価	■	■	■	■	■	
	配置予定人数	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	3.0000人	
臨時 雇用 職員等	①	基礎単価	■	■	■	■	
		配置予定人数	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人	0.2500人
	②	基礎単価					
		配置予定人数					
	③	基礎単価					
		配置予定人数					

3 生活支援体制整備事業における基礎単価及び配置予定人数

		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
正規 雇用 職員等	基礎単価	■	■	■	■	■
	配置予定人数	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人	1.0000人

4 人員配置の理由

提案する職員の人員配置について、次の欄に理由を記入してください。

臨時雇用職員のうち事務員1名については1/2(0.5)人工を指定管理料(地域交流0.25+包括0.25)2/1(0.5)ふるさと自然村)負担とします。